

障障発0331第1号
平成26年3月31日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」
の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行に伴い、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

(別紙)

○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障障発第1117002号 平成18年11月17日	障障発第1117002号 平成18年11月17日
一部改正 障障発第0526001号	一部改正 障障発第0526001号
平成20年5月26日	平成20年5月26日
一部改正 障障発第0701001号	一部改正 障障発第0701001号
平成21年7月1日	平成21年7月1日
一部改正 障障発0331第2号	一部改正 障障発0331第2号
平成22年3月31日	平成22年3月31日
一部改正 障障発0928第1号	一部改正 障障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正 障障発0330第2号	一部改正 障障発0330第2号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正 障障発0626第1号	一部改正 障障発0626第1号
平成24年6月26日	平成24年6月26日
一部改正 障障発0329第11号	一部改正 障障発0329第11号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
<u>一部改正 障障発0331第1号</u>	障障発0331第1号
<u>平成26年3月31日</u>	障障発0331第1号
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措</p>

置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。

記

1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）とするものであること。

なお、障害支援区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2～7 （略）

8 公費の支弁については、介護給付費等基準額は障害者自立支援給付費負担金から、療養介護医療費基準額は障害者医療費負担金から支弁することとする。

9 （略）

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（1）（略）

（2）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

負 担 基 準 月 額

置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。

記

1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）とするものであること。

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2～7 （略）

8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁することとする。

9 （略）

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（1）（略）

（2）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

負 担 基 準 月 額

税額等による階層区分		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合
A	被保護者等	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C1	前年分の所得税が非課税の者	2,200
C2	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	3,300
前年分の所得税額の年額区分		
D1	前年分の所得 0円 ～ 15,000円	4,500
D2	税が課税の者 15,001 ～ 40,000	6,700
D3	(A階層又は 40,001 ～ 70,000	9,300
D4	B階層に該当 70,001 ～ 183,000	14,500
D5	する者を除く。 183,001 ～ 403,000	20,600
D6) 403,001 ～ 703,000	27,100
D7	703,001 ～ 1,078,000	34,300
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	42,500
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	51,400
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	61,200
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	71,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	83,300
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	95,600
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額
(注) 1～3 (略) 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項		

税額等による階層区分		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合
A	被保護者等	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C1	前年分の所得税が非課税の者	2,200
C2	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	3,300
前年分の所得税額の年額区分		
D1	前年分の所得 0円 ～ 15,000円	4,500
D2	税が課税の者 15,001 ～ 40,000	6,700
D3	(A階層又は 40,001 ～ 70,000	9,300
D4	B階層に該当 70,001 ～ 183,000	14,500
D5	する者を除く。 183,001 ～ 403,000	20,600
D6) 403,001 ～ 703,000	27,100
D7	703,001 ～ 1,078,000	34,300
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	42,500
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	51,400
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	61,200
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	71,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	83,300
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	95,600
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額
(注) 1～3 (略) 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項		

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(3) (略)

(3) (略)

(4) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)被措置者の扶養義務者の利用者負担額((2)に該当する者を除く。)

(4) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)被措置者の扶養義務者の利用者負担額((2)に該当する者を除く。)

税額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	
A	被保護者等		円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0
C1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100
C2	税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得	0円 ~ 15,000円	2,200
D2	税が課税の者	15,001 ~ 40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001 ~ 70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001 ~ 183,000	7,200
D5	する者を除く。	183,001 ~ 403,000	10,300
D6)	403,001 ~ 703,000	13,500
D7		703,001 ~ 1,078,000	17,100
D8		1,078,001 ~ 1,632,000	21,200
D9		1,632,001 ~ 2,303,000	25,700

税額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	
A	被保護者等		円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0
C1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100
C2	税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得	0円 ~ 15,000円	2,200
D2	税が課税の者	15,001 ~ 40,000	3,300
D3	(A階層又は	40,001 ~ 70,000	4,600
D4	B階層に該当	70,001 ~ 183,000	7,200
D5	する者を除く。	183,001 ~ 403,000	10,300
D6)	403,001 ~ 703,000	13,500
D7		703,001 ~ 1,078,000	17,100
D8		1,078,001 ~ 1,632,000	21,200
D9		1,632,001 ~ 2,303,000	25,700

D10		2,303,001	～	3,117,000	30,600
D11		3,117,001	～	4,173,000	35,900
D12		4,173,001	～	5,334,000	41,600
D13		5,334,001	～	6,674,000	47,800
D14		6,674,001円以上			介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

D10		2,303,001	～	3,117,000	30,600
D11		3,117,001	～	4,173,000	35,900
D12		4,173,001	～	5,334,000	41,600
D13		5,334,001	～	6,674,000	47,800
D14		6,674,001円以上			介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

(注)

1～3 (略)

4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項

(注)

1～3 (略)

4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額			
		居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム 1月当たり
A 被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額			
		居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム <u>ケアホーム</u> 1月当たり
A 被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	0	B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	0		
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	50	100	1,100	C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	50	100	1,100		
C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	100	200	1,600	C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	100	200	1,600		
	前年分の所得税額 の年額区分							前年分の所得税額 の年額区分							
D1	前年分の所得税が課税の者 （A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円	2,200	150	150	300	2,200	D1	前年分の所得税が課税の者 （A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円	2,200	150	150	300	2,200
	～	15,000円							～	15,000円					
D2		15,001	3,300	200	200	400	3,300	D2		15,001	3,300	200	200	400	3,300
	～	40,000							～	40,000					
D3		40,001	4,600	250	250	600	4,600	D3		40,001	4,600	250	250	600	4,600
	～	70,000							～	70,000					
D4		70,001	7,200	300	300	1,000	7,200	D4		70,001	7,200	300	300	1,000	7,200
	～	183,000							～	183,000					
D5		183,001	10,300	400	400	1,400	10,300	D5		183,001	10,300	400	400	1,400	10,300
	～	403,000							～	403,000					
D6		403,001	13,500	500	500	1,800	13,500	D6		403,001	13,500	500	500	1,800	13,500
	～	703,000							～	703,000					
D7		703,001	17,100	600	600	2,300	17,100	D7		703,001	17,100	600	600	2,300	17,100
	～	1,078,000							～	1,078,000					
D8		1,078,001	21,200	800	800	2,800	21,200	D8		1,078,001	21,200	800	800	2,800	21,200
	～	1,632,000							～	1,632,000					
D9		1,632,001	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700	D9		1,632,001	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
	～	2,303,000							～	2,303,000					
D10		2,303,001	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600	D10		2,303,001	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
	～	3,117,000							～	3,117,000					
D11		3,117,001	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900	D11		3,117,001	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900

D12	～ 4,173,000 4,173,001	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600	D12	～ 4,173,000 4,173,001	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
D13	～ 5,334,000 5,334,001	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800	D13	～ 5,334,000 5,334,001	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D14	～ 6,674,000 6,674,001円 以上	介護給付 費等基準 額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等基 準額	D14	～ 6,674,000 6,674,001円 以上	介護給付 費等基準 額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等基 準額
<p>(注) 1～3 (略) 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項</u></p>							<p>(注) 1～3 (略) 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p>						
<p>(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額</p>							<p>(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額</p>						

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり	
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	
C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	
D1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分 0円 ～ 15,000円	2,200	150	300
D2		15,001 ～ 40,000	3,300	200	400
D3		40,001 ～ 70,000	4,600	250	600
D4		70,001 ～ 183,000	7,200	300	1,000
D5		183,001 ～ 403,000	10,300	400	1,400
D6		403,001 ～ 703,000	13,500	500	1,800
D7		703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	2,300
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	2,800
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	3,400
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	4,100
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	4,800

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり	
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	
C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	
D1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分 0円 ～ 15,000円	2,200	150	300
D2		15,001 ～ 40,000	3,300	200	400
D3		40,001 ～ 70,000	4,600	250	600
D4		70,001 ～ 183,000	7,200	300	1,000
D5		183,001 ～ 403,000	10,300	400	1,400
D6		403,001 ～ 703,000	13,500	500	1,800
D7		703,001 ～ 1,078,000	17,100	600	2,300
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	21,200	800	2,800
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	25,700	1,000	3,400
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	30,600	1,200	4,100
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	35,900	1,400	4,800

D12		4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	5,500	D12		4,173,001 ～ 5,334,000	41,600	1,600	5,500
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	6,400	D13		5,334,001 ～ 6,674,000	47,800	1,900	6,400
D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	D14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額
<p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項</u></p>						<p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>					